後期唐朝の江淮支配

——元和時代の一側面——

中砂明徳

はじめに
一　元和前半の江淮危機
二　中央の對應
三　諸藩の施策
四　史料の位相
おわりに

はじめに

筆者の關心は今のところ、唐朝後期という時代にある。「唐宋變革」という、いまや蒼然たる響きさえ帶びている命題に沿って、これまで幾多の藩鎭論や國家論が展開されてきた時代である。そうした研究の蓄積の表面をざっと掻い撫でするると、從來の成果を次の三點にまとめることも可能であろう。一は藩鎭の生態史上のサイクルの跡づけ、一は藩鎭に舊體制への反措定としての可能性を探る試み、そしてもう一つは國家體制そのものの轉換の指摘である。

最初のものは言うまでもなく、その大枠を日野開三郎氏の研究に據り、基礎的研究、圖式として今日も搖るぎない評價を受けている。その基調をなすのは朝廷と藩鎭の對抗關係であり、言いかえれば「抑藩振朝」の樣態を追求したものであ

る。次のものはその二者の力學關係の逆轉の可能性と、その可能性が捩じ曲げられていった理由を問うたものといえよう。いずれも朝廷と藩鎭を對立の様相において把えている點は共通している。

ところが、最後のものは一見したところ、そうした契機を缺いているようである。具體的には宮崎・礪波兩氏の「財政國家論」[2]を指すのだが、ここには前二者にはない、國家體制の轉換の見取圖が示されながら、藩鎭への言及は殆んど見られないのである。

藩鎭は唐朝にとっていわば鬼子的存在であった。出自としては體制強化という役割を擔わされながら、ともすればそこから逸脱してゆこうとする。しかし、その遠心力は圈外に飛びすさるという質のものではない。いかに對立の様相にあろうとも、後期唐朝の一構成因たることに變わりはない。從來の研究はこうした藩鎭の兩義性を切り分けないままに、王朝支配に對峙する存在として描くか、或いは體制の轉換との接點を敢えて見出そうとはしなかった。その點により自覺的だったのが藩鎭の類型論[3]だが、それでも王朝—藩鎭の力學に引き摺られ、總體としての後期唐朝の姿は明らかでない。

筆者は王朝—藩鎭の拮抗という政治史的圖式を必ずしも否定しないが、むしろ兩者の共存という形態をとる後期唐朝の支配總體に關心がある。州稅三分制等の制度改革をくぐりぬけ、藩鎭が王朝體制の中にまがりなりにも位置づけられた「順地」江淮をとりあげたのもその爲である。

もちろん江淮においても藩鎭體制が有效に機能したとばかりは言い難い。巨大な中閒搾取機構の「矛盾的性格」については、既に松井秀一氏が論じられている[4]。體制から分泌された異物は唐朝をして自己中毒に陷らしめてゆく。

しかし、それを整然とした王朝體制の崩壞という一面において把えるのでなく、支配體制の轉換とかかわらせながら眺めること、これが本稿の課題である。定測點は、世にいう「元和中興」、日野氏の時期區分[5]に從うならば、藩鎭を極盛より弱體化へと向わしめた轉轍機、松井氏の言う「官僚貴族的支配」の強化期に置く。安史の亂後の動搖がおさまり、王朝支配が再建された元和期の江淮支配の様相を追うことによって、後期唐朝の像に少しでも肉附けを與えることができれば

幸いである。

一　元和前半の江淮危機

元和史を素描する際、通常劈頭を飾るのは、憲宗が卽位後、矢継早に西川・夏綏の兩藩の「反側」を喰い止めた處置であり、或いは東南の雄、浙西の藩帥で、かつては鹽鐵轉運の要職をも掌中にしていた李錡の討滅であろう。(6)

しかし、これら一連の王朝に揺さぶりをかける事件と共に見逃してならないのは、江淮地方を繰り返し襲った天災であった。元和元（八〇六）年四月二十八日の「才識兼茂明於體用科」に對し、羅讓は、

……最急に在る者は、江淮の天下を表裏するのみ。陛下、これを念わざるを得んや。屬頃者、連郡五十、災旱を蒙被するは、長老の聞見にも未だこれ曾て有らざるなり。涯脈川澤、坌として埃塵と爲り、草木發して煙火を爲す。斗粟の價は兼金より重く、餓莩の家は十に七八有り（『文苑英華』卷四八九）。

と、かなり激しい調子で應じている。同科の及第者には元白も名を連ねており、唐朝後期の社會狀況を概括する史料としてよく使われる獨孤郁の文章もまたこの時のものであった（『文苑英華』卷四八八）。三年の「賢良方正能直言極諫科」にも、江南への直接の言及は見られないものの、強い口調で危急の秋を訴える牛僧孺、皇甫湜の對策が寄せられ(7)、唐朝士人の危機感には、この種の文章の陷る定型を突き抜けた深みがあったように思われる。

この大旱魃は、永貞元（八〇五）年八月、順宗の禪りを受けた新帝がまっ先に突きあたった問題であった。憲宗は卽位詔で、

又、聞くならく、江淮數道、比ごろ時雨に愆うと。深く黎庶の不足、軍國の闕供を憂う（『册府元龜』卷一六二帝王部命使二）。

と憂慮を表明、度支鹽鐵副使潘孟陽を視察に派遣し、これを受けて十一月、續々と各州から狀況報告が寄せられた(8)。年明

けて改元の赦宥により、江淮荊襄等十道の管内四十七州の税米六十萬石、秋税錢六十萬貫を減放したものの(9)、さしたる實效はなかった(10)。特に浙東地方の被害はひどく、「越中大いに飢え、人相食むに至る」(『李文公集』巻一四「右僕射楊公墓誌」)「元和の初、婺州大旱。人餓死し、戸口十の七八を失う」(『韓昌黎集』巻三三「故江南西道觀察使贈左散騎常侍太原王公墓誌銘」)とまで言われた。時の觀察使楊於陵は度支米三十萬石の支給を要請したが、朝廷は十萬石の賑給(11)(浙西の度支存留米(12))を以て應ずるに止まった。その出處である浙西もまた元年の兩税上供錢三十四萬貫(13)を蠲放されている(14)。

三年に入っても淮南・江南・浙西・湖南・山南東の各道から旱害が報ぜられ、四年の正月には各地にそれぞれ視察團が送られた(15)。十一月、淮南・浙西の各三州の「歉旱尤も甚しく、米價甚だ高き(16)」爲に、長江中流域で折糴した米三十萬石を賑貸し、當座のつなぎとして「當道軍糧米」を「旱損人戸」に供給せよとの詔が發せられたが、

> 陛下嗣位より已來、江淮の危歉に遇い、三度恩赦して、百姓に斛斗を賑貸せらる。多きは一百萬石、少なきも七十萬石に至る。本道飢儉にして米無ければ、皆な江西・湖南等道の米を賜わるも、江淮諸道の百姓、江西・湖南に差使せられ、般運往來數千里を返り、五六箇月にして舟船方めて至る。百姓殍殕相望み、溝壑に轉徙す。蓋し道路遐遠にして、急切を救わざるに緣るなり(『李相國論事集』巻五「論戸部闕斛斗」)。

とあるように、輸送線の長大、困難を考えれば、焼け石に水、軍糧米とて、浙西ではわずかに二萬石の賑給に止まった(17)。舊制、每歳江淮の米五十萬斛を運びて河陰に抵る。久しく其の數に盈たざるに、唯だ巽のみ三年登る(『册府元龜』巻四八三邦計部才略)。

とは、劉晏以來の財務家と目された李巽の治績をうたったもの、三年とは彼が筦権の任にあった元和元～三年を指すのだが、こうした中央―江淮ラインの強化(それは前々任者李錡の場合の裏返しという側面をも有していた(18))にもかかわらず、江淮域内の支配に關しては中央の無策ぶりが目につく。

災害は六、七年まで尾を曳いたようで(19)、七年五月の憲宗の下問に對し、宰臣李絳は、浙西・東、淮南からの「本道水旱

にして、稻麥登らず、百姓食を逐いて鄉井を去るもの有るに至る」（『唐會要』卷五二識量下）という奏狀を以て江淮の危機を訴えている。

二　中央の對應

前章で述べた事態に對する中央―藩鎭の反應を見る前に、中央―江淮の構制を確認しておく。出發點は有名な記事、『舊唐書』卷一五憲宗紀下の「元和國計簿」上呈（二年十二月己卯のこと）に觸れたくだりである。「被邊」「世襲」の十五藩七十一州が戶口を報告せず、賦稅を上供しない爲に、

> 每歲賦稅の倚辦は、浙江東・西、宣歙、淮南、江西、鄂岳、福建、湖南八道四十九州、一百四十四萬戶に止まる。

と述べる。舊紀によれば、當時の總戶數は二百四十四萬強というから、江淮八道の戶數は全體の六十六パーセント、盛唐天寶の「八道」戶數比率二十三パーセント[20]とは段違いの重みである。

この後の「抑藩」の成功により、その偏重はやや緩和されるが、基本的な事態に變わりはない。後の牛僧孺一派の議論[21]に見られるように、唐朝はその標榜するところはどうあれ、河北諸藩に邊備・軍政・民政といった國家業務を分割・委託しており、中央の利害と直接重要な關係を持ったのはこれら「八道」であった。

その八道を中心に起きた災害に、中央も敏感に反應せざるを得ない。藩鎭の權力抑制という點から論じられる州稅三分制改革[22]がその最大のものであろう。これは稅を實估に就いて徵收し、上供には虛估を以て應じた藩鎭の中閒搾取を排除しようとしたものだが、その適用對象はもっぱら江淮諸藩にあった[23]。北西の諸藩に通用する內容では到底なく、李錡討滅後もはや驕藩の消滅した江淮にこそ適用が見込める制度であるし、時まさに疲弊の極にあった江淮の行政合理化が改革の眼目であった。改革の內容が述べられたあと「江淮の人、今もその賜を受く[24]」と附け加えられていることからもそれは明らかであろう。

次に目を引くものとして使額の廃止があげられる。二年六月に舒・廬・滁・和の團練使額、潤州の丹陽軍額が降ろされ[25]、ややあって六年八月に荊南永安軍、十月には浙西鎭海軍、宣歙采石軍、浙東義勝軍、江西南昌軍、福建寧海軍額がそれぞれ廃止された[26]。皇甫湜が四年の制策の中で、

江淮州郡の若きは、寇戎より遠く、清平に屬す。其の便に非ざる自りは、儀注を脩めしむる者、一切罷むべし（『皇甫持正文集』巻三）。

と既に指摘しているように、江南には軍政上無駄な、その籍下に繋名する者の爲にのみする「名額」が存在していたのだが、「賦税の地にして關右諸鎭及び河南河北重兵有るの處と體例同じからず」という理由で廃額、軍使（節度使が兼任）以下に支給されていた錢米は災害を被った「蠲除不支濟戸」の租税分に充當された[27]。

これらがどれだけ地方財政の負擔を輕減したかははっきりしない。俸錢額が部分的に判明している團練使を例にとれば、年額で三八四〇貫の輕減となるが[28]、それがどれだけの效果を持ったか一概には判定しかねる。ただ、中央の對應の敏感さを知るよすがとはなろう。

これら一連の行政整理を推し進めたのは、州税三分制改革で名を馳せた裴垍と並ぶ元和の指導的政治家李吉甫であった。彼は二年正月、憲宗の信任を得て宰相となるや、月番飛騎（二月）・英武軍（四月）を停廃して侍衞軍を整理し、五坊色役戸、兩省納課陪廚戸・捉錢人、莊宅使織造戸といった宦官・官廳に寄生する存在を州縣の管轄、差役に服せしめた（六月）[29]。しかし、彼がとりわけ熱心に取り組んだのは州縣衙の整理だったと思われる。『唐會要』巻七〇・七一の州縣改置の項目を見る限り、三年三月に五縣、五月に二縣を徵し得るのみだが[30]、その一例福建の項に「觀察使陸初、例に准じて之を省く」とあることからして、これは各地で散發的に行われたものではなく、企圖としてはより廣汎なものだったらしい。

吉甫が朝廷でやや孤立し、自ら求めて淮南に出鎭すると、政治の常というべきか、揺り戻しが起こり、減省の動きも止

んで（先に述べた團練使等の廢止と、軍額の撤收の閒のブランクも吉甫出鎭と關わりがあるだろう）、福建の三縣も五年四月に復活した。[31] しかし、六年正月、再び入相を果たした吉甫は持論である「省官の議」をまたぶち上げる。彼の言にしばし耳を傾けてみよう。

……臣竊かに計るに、當今の內外官、見に兩稅錢を以て俸料を給せらるる者、一萬員を下らず。其の閒、職異名を出だし、事本局を離れ、府寺曠廢、簪組因循せる者甚だ多し。……今天下三百郡、一千四百餘縣、故に一邑の地に虛しく墾司を設け、一鄕の閒に徒らに縣職を分かつもの有り。費やす所は至って廣きに、制する所は全く輕し。凡そ此の流、並びに須らく釐革すべし（『唐會要』卷六九州府及縣加減官）。

もっともな認識ではある。唐朝は貞觀の州縣整理後、開元・天寶の盛期にかけて縣數を約三百程增やしている（もっぱら江南、邊境に集中）が、これは戶口增に見合ったもので當然の處置であった。一縣あたりの戶數も貞觀約二七七〇、天寶約五五二〇となっている。[32] しかし、安史の亂後の戶口數の激減で一縣あたりの把握戶數は元和時には約二二八〇におちこんでいる（戶口申報州のみ）。開元敕に定める上州—四萬戶以上、中州—二萬五千戶以上、上縣—六千戶以上、中縣—三千戶以上、中下縣—一千戶以上、下縣—一千戶未滿といった戶數割の等級づけ[33]が空文と化してしまっていたのである。吉甫はこうした狀況を前に貞觀なみの「小さな政府」を構想したのであろうし、それは、白居易の受驗對策用の「策林」に「省官併俸、減使職」（『白氏長慶集』卷四七）という項目が立てられているように、使職の減省と共に、時代の共通の認識でもあった。

提案は取り上げられて給事中、中書舍人、兵・戶兩侍郎によりその實施方法が檢討されることになった。しかし、『舊唐書』本紀も『資治通鑑』も「議」を掲げるのみで、その結果には觸れない。どうやら殆んど手がつけられなかったのが實情で、僅かに越州山陰縣、衢州盈川縣、信州永豐縣の三例を拾えるに止まる（山陰縣はまもなく復置[34]）。置廢に通融性を有する使職と異なり、州縣衙の廢省は恆常的な行政處理という面からみてたやすいことではない。

ただ、州縣廢省こそ現實化しなかったものの、中・下州の文學、中・下縣の丞が削減されている。額面通り一例に停減されたとするならば約八〇〇人の員數減だが[35]、これに伴い、些か興味を惹く措置が講じられる。中州→上州、中縣→上縣の昇格がそれである。

上州（↑中州）―滁・和・舒（淮南）、蘄（鄂岳）、虔・撫・饒（江西）／郢・復（山南東道）濠（徐泗）
上縣（↑中縣）―淮南四縣、鄂岳四縣、江西七縣、湖南一縣、宣歙二縣、浙西一縣／忠武一縣、西川一縣、荊南一縣

（『唐會要』卷七〇州縣分望道により作成）

一見して「八道」に係るものが多い。要するに省官と抱き合わせの措置なのだが、『元和郡縣圖志』の戸數を見ると、山南東道の郢州一一、〇〇九、復州七、六九〇と如何にもといった感じを強くするが、「八道」の蘄州は一六、四六二、虔州二六、二六〇、撫州二四、七六七、饒州四六、一一六。開元敕の規定をクリアしているのは饒州のみだが、當時においては把握戸數の多さに見合った處置と言えよう。これに先立ち、同年五月に福建の泉・建二州、六月に福建の三縣がそれぞれ上州・上縣に昇格している[36]。こと江淮に關しては吉甫の議論はやや當て嵌らないのであって、本來なら財政負擔の輕減と逆行している（中縣、上縣は一人增に止まるのみだが、州の場合六員增）。これらの措置は江淮行政の重視を物語っているのである。

既に二年正月の赦詔の中で、

江淮大縣、每歲闕に據りて、三省・御史臺・諸司長官・節度觀察使に委して、各おの、縣令に任ずるに堪うるものを擧げて、選數を限らず、並びに赴集するを許す（『冊府元龜』卷八九帝王部赦宥八）。

と、江淮縣政への注意が喚起されているが、「江淮」とことわりがついたものとしては初見に屬し、以後も同樣の旨申明されている。この「江淮大縣」が從來の等級範疇と異なり、「戸一萬已上、稅錢五萬貫已上」[37]とされているのも注意される。

裴垍の改革、李吉甫の使職停廃、そして「省官」の際にとられた措置は、中央の江淮行政重視、とりくみの本格化を物語っている。安史、そして建中の擾亂、兩税法への轉換という大變動の收拾期におこった江淮の災害を一つの契機として、體制が直面している事態がより自覺的に把えられ、江淮の行政のありようが改めて考え直されたのである。そうした中央の意向と連動して實際に機能する地方行政が次の問題となる。

三　諸藩の施策

李錡の討滅を機に江淮諸藩は中央のペースに大體沿う形となった。それまでは、浙西の藩帥が鹽鐵使を兼任して絶大な權力を行使したり（叛亂こそ起こさなかったものの、韓滉は中央から非常に警戒されていた）、淮南の陳少游・杜佑、浙西の王緯、浙東の皇甫政、宣歙の劉贊・崔衍、福建の李承昭、鄂岳の何士幹、湖南の辛京杲といった在任期間足かけ十年に亙る藩帥がいたりしたが[38]、元和以後そうした事例は殆んど姿を消した。官僚機構の回路の中に組み込まれたといってもよかろう。

こうした或る意味で唐朝體制の血肉と化したといってよい江淮諸藩が、災害に對して現場として如何に臨んだか、以下の三藩を中心に見てゆこうと思う。

○浙西

災害のさなか、李錡の叛亂が生じ、ひとかたならぬ動搖を蒙ったが、全鎭擧げての抗戰とはならず、錡は擒えられて一件落着。しかし、旱魃はなおもやまず、當時既に、「江南の諸州、蘇を最も大と爲す」（『白氏長慶集』卷五九「蘇州刺史謝上表」）と觀念されていた蘇州でさえ、その例外ではなかった。

常熟塘、圖經を按ずるに云えらく、南北の路、城よりして遙かなること百有餘里。旁より湖水を引き、下つかた江潮を通ず。支遠く脈分かれ、近きを委（あつ）め、遠きに輸す。左右惟れ強家大族、疇接し壤制す。動もすれば千頃に涉り、年

ごとに萬箱を登らす。豈に伊れ沿泝の功のみならんや。實に灌溉の利に由るなり。故に縣、常熟を取り、歳ごとに(わざわい)害無し、と。貞元洎(よ)り以來、時大旱に屬す。是に繇りて塡淤し、薦(しき)りに塗泥と爲る（『全唐文』巻七一三劉允文「蘇州新開常熟塘碑」）。

名前が表しているように蘇州の運輸（太湖→州城→海を結ぶ）の動脈であり、(39)溉田千頃に亙る灌溉水路でもあった。「圖經」が何を指しているかははっきりしないが、南朝期にまで溯る可能性もある。(40)低地帯に屬するこの水路が干上がってしまうとは相當なものだが、刺史李素の命を受けた郭下の吳・長洲二縣が經費を分擔し、農閑期（三年の冬）に疏鑿を行った。更に婺州で治績を擧げて蘇州に乘りこんできた王仲舒は「その屋居を變じ、以て火延を絶っ」た。(41)過密化した州城の區劃整備を行ったものであろう。彼はまた「松江路」の整備を行っている。(42)

蘇州の北方、常州でも刺史崔芃が「河渠を漕引し、申・夏二瀆（クリーク）を通じ」（前引『權載之文集』崔公神道碑銘并序）、(43)その後任孟簡が、武進縣に「古孟瀆」を開いて、四千餘頃を潤し、無錫縣に「泰伯瀆」を通して、東方の蠡湖と連絡をつけた。(44)

太湖の南、湖州では、刺史范傳正が「久しく廢せられていた」西湖を蘇生させる爲に、塘内に形成されていた湖田を廢し、我田引水の爲に拵えられた堰を決している。(45)この湖は南朝時代に淵源を持つもので、貞元一三（七九七）年に刺史于頔がいったん復したものの、(46)その十年後にはもうこの大旱の爲に湮塞してしまったものであろう。これは州西境の方山の麓にあって支谷の溪流をせきとめたものであろうが、一方、東境の低地にもこの時「官池」が開かれた。(47)これと州城を結ぶ官河は荻塘と呼ばれ、「其の最も人を患わす者は、荻塘河水なり。潴淤逼塞して舟を負う能わず」といわれるように湖州の動脈をなしていた。傳正の二代後の刺史薛戎がその瀋泄に着手している。(48)

これらは「古孟瀆」「泰伯（＝太伯）瀆」といった名前や、南朝期に起源をもつなど、決して「新開」のものではない。災害に卽應したものであって、長期的效果の程はさだかではない。しかし、當時唐朝が把握していた浙西管下の墾田數が

「五萬七千九百三十一頃」（『元和郡縣圖志』卷二五）というから、これらの事業のもつ意味は小さくなかったと思われる（全ての溉田面積を合わせると一萬頃以上に達する）。

同様の水利改修は對岸の淮南管下でも行われ、この時中央から出鎮していた李吉甫が高郵縣に富人・固本の二塘を築き、その溉田面積は萬頃に及んだという。(49)

。宣歙

宣州に在るに及びて、江淮大旱、米價日びに長ず。或るひと、其の價を節して以て人を救わんと說く。坦曰く、宣州は地狹く穀足らずして、皆な他州より來る。若し、其の價を制せば、則ち商來たらず。價賤きと雖も、穀無きを如何せん。後、米斗二百に及べば、商人米を舟にのせ、以て來たる者相望む。坦乃ち兵食を借りて、多く市に出だし、以て其の直を平にす（『李文公集』卷一二「故東川節度使盧公傳」）。

主人公盧坦が宣州に赴任してきたのは、元和五年。前任者の路應については韓愈が記事を殘しており、それによれば應は旱害に際し、倉米を出糶して市場米價を半額に抑え、任務引き繼ぎの際には、「藩倉に五十萬石、府庫には八十萬緡」が蓄えられていたという。(50) しかし、前揭の記事を見るとどうやらそれで萬々歲とはいかなかったようである。「穀皆な他州より來る」とは誇張に過ぎようが、「山多田少」という土地柄、にもかかわらず一說には「宣戶五十萬」（『文苑英華』卷八〇七顧況「宛陵公署記」。なお、「元和志」による戶數は三州合わせても十萬足らずであるから、籍に漏れた戶數をも含んで、多少の文飾をまじえた表現だと思われる。）といわれる綢密な人口を考慮すれば、最初から兵食を市場に出しても殆んど效果が上がらないおそれがある、そこで前記の政策がとられたのであろう、と一應考えられる。

もちろん、事實はそれ程單純なものでなかったろう。前任の政に敢えて異を立て、己が治績を引きたたせようとする意識（その典型例が九年に浙東に赴任した孟簡と、その後任李遜の有名なエピソードである(51)）、これら碑文・傳記作成の際に提供される資料が、この傳の作者李翺自身が指摘している如く(52)、多く門生・故吏の手に成ることを考えなければならないだろう。

坦の政策も成功裡に終わったかどうかはわからないのである。

しかし、ここで問題なのは、流通操作の巧拙を論ずることでなく、それが藩行政の一要件として扱われていることにある。唐代後半に市制の崩壊と商業の興隆があったとはよく論ぜられるところであり、それは制策者たちの議論、有名な「謝小娥傳」[53]の敍述にも活寫されている。米の値上りを手ぐすねひいて待ちかまえている商人たちの姿にも。これらの動向に對し、中央政府の統制は、その直轄京兆府一帶はともかくとして、極めて不十分なものであった。鹽鐵使という官廳も存在し、揚子・江陵の兩留後院をはじめとして巡院網が繰り廣げられたといってもである。節帥が中央の統制の無力に乘じて商人と結託して利を貪ったり、或いは閉糴を行う[54]ことは日常茶飯事であったが、中央としてもこれを封じ込めることができなかったのは、單に藩鎭との力關係の問題ではなく、流通操作を藩鎭に委ねざるを得ない側面が現實に存在していたからだということを見逃してはならないだろう[55]。

さらに盧坦は、旱害で路頭に迷う者の一時的雇傭創出と、低濕地―「久廢の渚田」―の開拓の一石二鳥を狙う（「傭に藉りて以て活くる者數千人」）。そしてまた、寧國令の范某を南陵令に任じて大農陂の修復に當らせた。「鄉黨の壽耋に非ざれば、款識すべからざる」程に荒れはてていた廢陂を、「輿人飛語し、他邑能を病む」、取水爭い、利害の喰いちがいからくる、縣人或いは他縣の干渉をふり切って復活させることができたのも盧坦の後ろ楯あってのことだろう。「卒歲の漑、豈に千頃を多とせんや。」とあるから、これもなかなかの事業である。南陵は支谷に位置し、これは溪流を石堰で止め、そこから水路を支派させたものと思われる（『文苑英華』卷八一三韋瓘「宣州南陵縣大農陂記」[56]）。坦はこれらの手腕を買われてであろう、鹽鐵使に陞せられる。

。江西

長江下流域への轉輸が檢討されているのを見ると、被害は左程でなかったとも思える。しかし、藩帥楊憑が、

支郡旱歉、經賦充たざるを以て、居地の羨を征し、且つ稅茶の法を修めんことを乞う（『呂和叔文集』卷四「代李侍郎賀

徳政表」)。

と下心をちらつかせながらも泣き言をいっているのを見ると、やはり例外ではなかったろう。というか被害を最少限にくい止め、轉輸を中央に検討せしむるまでに持っていったのは、恐らく政争の影響から失脚した憑に代って二年正月赴任してきた韋丹であった。

公既に至るや、則ち口を計りて俸銭を受け、其の餘を官に委し、八州無事の食者を罷め、以て其の財を聚む。

と韓愈は時の行革路線に沿った彼の優等生ぶりを紹介する(『韓昌黎集』巻二五「唐故江西觀察使韋公墓誌銘」)。二年七月には洪州で大火が起こり、民舎萬七千家が焼けたので(『新唐書』巻三四五行志)、彼は「始めて人に教えて瓦屋をつくらせ」るのに陶工を召いて指導に當らせた。費用は無利息で官が貸付け、又は貧者には支給して、「瓦屋萬三千七百、重屋四千七百」を造った。更に盧坦同様、「歳旱にして種土に入らざる」人々を募って軍営・廐舎を作り、長江とつながる東湖に高さ五尺(57)、長さ十二里に及ぶ堤を早期のうちに築いて大水に備え、陂塘五百九十八か所を作り、一萬二千頃を潤した。憲宗が與えた詔によれば、陂塘の修造と並び、單作による食糧難に備えたものであろう、粟麥の種蒔も奨勵されている(58)。

江西、福建といった周邊山閒部は南朝末期あたりから開發が進み(59)、

中心部(三呉)		周邊部(江西・福建・浙東山閒)	
劉宋	二二七、五五五		九〇、〇六六
隋	九五、七五二+α		一三二、八六五
貞觀	一二八、九九八		一八二、四九九
開元	五〇九、二三三		七六七、五二一
天寶	五七二、九二五		九四五、九〇六
元和	三三〇、四二五		五六二、〇六七+α(60)

というように戸口把握も強化されていた。「今の奥區、財賦孔だ殷ん、國用の繫る所」（『白氏長慶集』巻三八「除裴堪江西觀察使制」）と觀念され、「土沃か、稼多くして、粒を荊揚に散ずる」（『皇甫持正文集』巻五「吉州廬陵縣令廳壁記」）程の米作地帶に成長していたが、それでも支配者の目には「人に固志無く、傾搖懈怠し、旬月の生産を爲さず」（『樊川文集』巻七「唐故江西觀察使武陽公韋公遺愛碑」）という土地柄に映じていた。丹の施策は旱害がさらなる不安定動因となるのをくいとめ、逆にこれを機に恆常的な行政の基を奠めようとしたものであった。しかも、これらは江西單發の動きではなかった。軍營の設置、城下の整備は鄰道の鄂岳でも行われている。「城隍の陋狹」を開張し、牙門料將院、州佐六掾院といった軍民政機關の整備、「新營一十五所、合三千閒」の造營を行ったのは時の節度使郗士美であったし(61)、宣歙でも盧坦の前任路應がやはり「牙門親軍而下」の爲に新營十五所を設けている(62)。また瓦葺きへの切りかえは「荊俗、室居を埋めず、竹を架し、茅に苫わる」江陵でも節帥嚴綏によって行われている(63)。

これら都市政策と併行して進められた陂塘開修は、五百九十八か所、溉田萬二千頃―一か所あたり約二十頃となる―というから、浙西のものとはやや異なり、小規模な開發を集積していったものと思われる。浙東の例だが、

> 卽ち我が南陽葉侯、字は再榮の建つる所なり。頃ごろ、皇唐元和始載、江左允厲に因りて、民人歎絕の次……卽ち下邳の余鼎、鄉尹黃芝、童雲等數人、智計相次ぐ……元和二載歲次丁亥、二月旬有二日起り下手して捺を築き、月纔か半ばにして功畢る。植戸四十、溉田三頃、平深一丈已上、周廻四百步（『越中金石記』巻一「銅山湖記」）。

という越州上虞縣のささやかな開發顯彰の記錄が殘されている。その主導者葉再榮は有力農民であった(64)。時期はやや前後するが、貞元年閒に江西撫州で「均水法」が定められ（『新唐書』巻一四三戴叔倫傳）、長慶の初には越州で五鄉の民が自らの田を割いて夏蓋湖を築く（『嘉泰會稽志』巻一〇水、上虞縣）など周邊山閒部に於いて水利慣行が形成されつつあった(65)。江西の成功はこうした動向を巧みに組織したところに齎されたものであろう。斯波義信氏が紹介された袁州李渠の開濬もこの時のものであるし、前章で觸れた江西七縣の昇格もこのことと無關係ではなかろう。

韋丹の治績は一頭群を抜いていたようである。先に少し引いた杜牧の「遺愛碑」が書かれた動機は、宣宗皇帝が、大臣達と政事を論談した際に、「元和中興の盛」世の「循吏」第一を下問したのに對し、韋丹の名が答えに上がったところにあった。宣宗當時の理想であった元和中興の體現者と見られていたわけである。

これら諸藩の施策はその規模と同時性に於いて目を見張らせるものがあるが、災害に對する應急措置がそのまま長期的效果を持ちえたかはさだかでない。これ程ではないにしろ、江淮は長慶、そして太和～開成にかけて中長期の不況に再び見舞われる(66)。その時これ程の施策が再び展開されたとは言い難い。元和という時代がある突出性を持っていたと言えるかもしれない。しかし、その突出性をどう位置づけるか。例外として退けるのか。

四　史料の位相

前章で述べた事象は國家の一つの對應の姿であって、それ自體大きな轉機を示すものではない。短期的には、元和後半に行われた藩鎭掃討に役立てるべく程異が行った資金調達(67)に耐え、中興を支えたとも言えるだろう、にもかかわらず、ここではとりあげなかった大土地所有の問題等の社會矛盾を彌縫したに過ぎないと論斷することも不可能ではないだろう。しかし、結論を急ぐ前に、ここでとりあげた史料の位相について少し考えてみたい。

これまで唐代の水利開發に關しては多くの成果が積み重ねられてきた。斯波氏の一連の論考(68)は、唐から宋にかけての江南各地の水利開發の進行を跡づけ、青山定雄・佐藤武敏の兩氏(69)は唐代の水利記事を、各朝或いは地域ごとに整理されている。これらは水利記事を載せることで有名な『新唐書』地理志を中心として史料を掇集し、配列したものである。前章の記述は、これに文集等を加味したわけで、その結果、「地理志」の上では數的に目立つ貞元・太和年間よりも、この元和期の集中が著しいことがわかったが、それは對應している災害の大きさにもよるであろうから、數を論じ立ててみても始まらない。

問題は記事の出處である。「地理志」の記事はある關心のもとに編纂者が唐人の文集、或いは金石からつとめて史料を拾い出した成果が大部分なのである。史料操作に於いて今日の方法と何ら變わる所はない。そして編纂者のそうした關心は列傳の記載にも表れている。今、舊傳にのせず、新傳のみに記される開發記事の例をざっと列擧してみる。

卷九八韋武傳（『呂和叔文集』卷六「韋府君神道碑」）／卷一〇〇強循傳／卷一〇六杜正倫傳／卷一〇八裴倩傳（『權載之文集』卷一七「裴公神道碑銘并序」）／卷一〇九竇蜀傳／卷一一薛從傳／卷一一八韓朝宗傳／同李渤傳（『李文公集』卷一七「江州南湖堤銘并序」）／卷一一九白居易傳（『白氏長慶集』卷五九「錢塘湖石記」）／卷一二五蘇頲傳／卷一二七裴耀卿傳（『王右丞集』卷二一「裴僕射濟州遺愛碑」）／卷一三一李適之傳／卷一三八路應傳（『韓昌黎集』卷二六「平陽路公神道碑銘」）／卷一三九李泌傳／卷一四三戴叔倫傳（『權載之文集』卷二四「戴公墓誌銘并序」）／同徐申傳（『權載之文集』卷二四「徐公墓誌銘并序」）／卷一四五黎幹傳／卷一四六李栖筠傳（『文苑英華』卷八〇〇李華「常州刺史廳壁記」）／同李吉甫傳[70]／卷一六〇楊凝傳／卷一六一王仲舒傳（『韓昌黎集』卷三一「王公神道碑」）／卷一六四崔衍傳／同崔弘禮傳（『寶刻叢編』卷四「崔弘禮碑」?）[71]／卷一六六杜佑傳（『權載之文集』卷二一「杜公淮南遺愛碑銘并序」）／卷一七〇高承簡傳／卷一七二杜中立傳（『寶刻叢編』卷二〇「唐義昌節度使杜中立碑」?）／卷一七四牛僧孺傳（『文苑英華』卷八八八李珏「牛公神道碑」）／卷一七七馮宿傳（『金石萃編』卷一一三「馮宿碑」）／卷一七九羅立言傳／卷一八二盧鈞傳（『孫樵集』卷一〇「復召堰籍」）／卷一八四楊收傳／卷一九七韋丹傳（『權載之文集』『韓昌黎集』『樊川文集』の各記事）／同韋宙傳／卷二〇三李頻傳（『冊府元龜』卷四九七）／卷二一一李惟岳傳

（カッコ內は出處と思われるもの）

水利・河防・墾田のみならず、郵舍・道路・城郭の整備など様々な內容のものを新傳は掇集している。先に觸れた韋丹、戴叔倫は舊書には立傳すらされていない。これを、新書は後發ゆえに先行の不備を補うものなのだから別に異とするに足りないと片附けてしまえるものかどうか。これらの地域開發への扱いは新書編纂者の志向、意圖を浮かび上がらせると同時に、舊書の性質、そしてそれが唐朝の「修史」をかなり忠實に反映しているとするならば、ひいては當時の政治認

識のあり様をものぞかせているのである。元和隨一の循吏と稱された韋丹、江淮各地で名宦を謳われた戴叔倫が立傳されていないのも、拙速による脱漏というより、彼らが地方官として終始した（丹は江西在任中に死し、叔倫は容州刺史に終った）ことによるのではないか。

こうした地方行政の扱いと共に問題となるのが江淮に對する記述のありようである。既に青山氏が指摘されていることだが、災害に對する記述が玄宗期を境に轉位をみせている。それまではあまり江淮の災害に觸れることはないが、玄宗期以降言及が增えるのは、災害の多寡を反映しているのではなく、むしろ唐朝のそれまでの放任をあらわしているのではないかと氏は推測されている。[72] 放任とまで言い切れるかはともかく、災害に限らず、唐代前半の江淮の姿を傳える史料が極めて少ないことは確かである。「安史亂前之河北道」[73]は書かれても、その江淮版が未だに現れていないことがそれを如實に物語っている。潛在的な對抗勢力の所在への感知が、體制にかなりの記述を河北に割かしめているのに對し、江南には少なくとも政治史的意義が稀薄だったのである。

安史の亂はこうした事態を推轉させた。これまで述べてきたように「江淮」が歷史記述の中でも制度的にも特定の意味を擔わされるようになる。しかし、それでもやはり政治史の構圖―中央對河北―は變わらなかった。元和史の基調を奏でているのはやはり藩鎭討伐であった。本稿は王朝史的（或いは通鑑的）な言說空間の片隅に置かれているものを何とか引きずり出そうと努めてきたわけである。

勿論、正史とはそもそもそうしたものであろう。しかし、それならばそれで傍系の水脈をまとめ上げていく史的記述の形が別に模索さるべきだろう。とりあえず考えられるのは地方志という形態だろう。

地方志は既に六朝期にかなりの數が、多くは土地の有力豪族によって編まれている。唐代に入っても著名な陸廣微の「吳地記」或いは沈常の「武康土地記」など豪族の手に成るものもあるが、特に唐代後半になって官撰、幕府の屬僚等地方官が作成したものが目立ってくる。從來の傳承・風俗中心のものに戶口、稅錢、地方官の治績といった項目がつけくわ

えられてゆく。(74) 「吳地記」が戸數・稅錢・上供數の記錄を殘しているのも、それが行政側の要請に答えたものだったことを示していよう。『元和郡縣圖志』の史料源となったものの中にも六朝以來の地誌に加えて、唐代に地方官によって編纂されたものが少なからず含まれていると思われる。また唐代後半になってさかんに地方官廳の廳壁記が書きつけられるようになった(75)こともこうした事情と關連しているだろう。それらが後代のように定常化せず、きわめて散發的なものだったにせよ地方行政の記錄形態が整えられつつあったことは注目される。

地方官僚のこうした記錄集成のもとになり、地方行政の實際を支える文書體系がもともと存在していたことは言うまでもない。しかし、それがなかなか歷史の言表に立ち上ってこない。それは恐らく地方のボス連に律令行政の實際の執行が委ねられていたこととも關連しよう。唐前半期はそれでさしたる問題も生じなかったのである。

ところが安史の亂を境に支配集團（それもかなり膨れ上がった）は意識轉換を迫られることになる。律令體制の全國的「一律性」が崩れ、東北を中心に、唐朝の制度に據りこそすれ、半ば獨立した勢力が出現する。唐朝はその「一律性」を回復しようとする。藩鎭討伐然り、兩稅法の制定また然りである。しかし、同時に自身の局限性をも強く認識せざるを得ない。地方行政、特に財源という點でも注目される江淮の行政には深い關心をもたざるを得なくなる。

前章に揭げた史料の作者、權德輿、韓愈、顧況らは何よりも名文家であり、これらの文章も彼らを目指して、門生・故吏を媒介とした網がかけられた上での作品である。何も地方行政に關する關心が純一に表明されているわけではない。しかし、彼らの文章は一般の墓誌銘（近時拓本が續々と紹介されている類のもの）の私的な性格とは一線を劃し、公開性を前提としている。そして、その內容に「豪強を抑え、弱きを扶ける」といった定型に具體的なふくらみがもたらされたことは、その意識的體系化の試みが緖についたばかりとは言え、無視できない意味を持つだろう。唐朝官僚にとって江淮に生起する事象はもはや紋切型の情況把握を許さないものであったし、その一部に見られる意識轉換は客觀的情勢に迫られてのものとはいえ、大きな意味を持ち、ひいては王朝支配のあり方をも一面において規定したと思われるのである。

おわりに

宋人曾鞏が著した「湖田の議」の中に、

> 其の利、未だ嘗て廢せられざるは、彼れ或いは區區の地を以て天下に當り、或いは數州を以て鎭と爲り、或いは一國を以て自ら王たり。內に供養祿廩の須有り、外に貢輸問遺の奉有りて晏然を得ざるに非ざる而已。故に水土の政を強くして以て本に力め、農に利するに皆な數有り（『元豐類藁』卷一三「序越州鑑湖圖」）。

という一節がある。「區區の地」とは南朝、鎭とはもちろん藩鎭、一國とは十國政權を指す。南朝、唐、十國と維持されてきた「水土の政」の消息を語って餘す所の無い文章である。

ただ、「水土の政」の目指す所は歸一しようとも、それをとりまく狀況には隨分變化が見られる。既に早くから開發の進んでいた南朝の王畿三吳地方に加えて、南朝末あたりから活發化する周邊域の開發がそれであり、これら恐らくは蒙民を中核とした開發の成果に王朝政府が着目し、これを組織化、促進しようとしたことである。

王朝政府のこうした動きは既に高宗期以降の州縣衙增置[76]に現れているが、安史の亂により、一律的支配理念が決定的なダメージを蒙り、實質上中央の支配の手から河北が滑り落ちてしまうに至って、これまで疊み込まれていた地域支配の問題がいやがおうにも浮上してこざるを得なくなる。そして地域社會に生起する諸事象を把握し、調整する地方支配の核に、亂への應急措置として設定された藩鎭が据えられることになる。

實際には、藩鎭は王朝支配の側から眺めるならばマイナスに作用する面が大きかったことは否めない。何も王朝に抗した「驕藩」に限ったことではなく、制度改革によって牙を拔かれた江淮諸藩とて事情は同じである。また、十國政權の鑄型を用意したといっても自ら地方政權を築き上げるには至らなかった。あくまで唐朝官僚としての規矩を踏み越えることはなかったのである。

しかし、やがては揚棄さるべき存在であったにせよ、王朝の地方支配の轉形期に位する藩鎭體制を「官僚貴族的支配」（傍點—筆者）という形容で片づけてしまうことに躊躇を覺えざるを得ない。藩帥の出自の問題も確かに重要だが、それで彼らを戴く機構の問題を覆いつくすことはできないし、そも官僚化した貴族とは何かが必ずしも押さえられているわけではない。

むしろ、〇〇的支配という尺度を固定することなく、開發の進展、政治的比重の增大等による社會の複層化の進行に如何に對處していったかを、結果論に拘われることなく敍述する骨法が必要となろう。

元和期の王朝—藩鎭の對應がそれに應え得ているとか、これが轉換點となったとか言おうとしているのではない。ただ、安史・建中の動亂をくぐり抜け、兩稅法という大手術を經た豫後の國家乃至支配層が江淮を體制內に如何に位置づけようとしていたかを眺めてきたわけである。元和期に展開された江淮諸道の水利開發、都市政策等の成果がたとえ「小康」を齎したに過ぎないにせよ、そこに見られる支配の視座の靜かなる轉位により大きな意義を認めたいと思う。

註

（1）堀敏一氏の業績を筆頭として、大半の藩鎭論がこの系列に屬するだろう。新たな可能性に力點を置くか、その封じ込めを強調するかの違いがあるにしてもである。

（2）宮崎市定『大唐帝國』（世界の歷史7、河出書房、一九六八）。礪波護「唐の律令體制と宇文融の括戶」（『東方學報』京都四一、一九七〇。のち『唐代政治社會史研究』同朋舍、一九八六に再錄）。

（3）大澤正昭「唐末の藩鎭と中央權力—德宗・憲宗期を中心として—」（『東洋史研究』三二—二、一九七三）。

（4）松井秀一「唐代後半期の江淮について—江賊及び康全泰・裘甫の叛亂を中心として—」（『史學雜誌』六六—二、一九五七）。

（5）「藩鎭時代の州稅三分制について」（『史學雜誌』六五—七、一九五六。のち『日野開三郎東洋史學論集』第四卷、三一書房、一九八二に再錄）。

（6）谷川道雄「唐代の方鎭について—浙西の場合」（『史林』三五—三、一九五二）が李錡の亂の歷史的意義を論じている。

（7）『資治通鑑』卷二三七元和三年四月條。

（8）『舊唐書』卷一四憲宗紀上によれば、乙巳に潤・池・揚・楚・湖・杭・睦・江州、辛巳に宣・撫・和・郴・鄂・袁・衢

州、甲申の日に鄂・岳・婺・衡州からそれぞれ旱害の報告が届いている。

(9)『册府元龜』巻八九帝王部赦宥九。

(10)『李相國論事集』巻四「論量放旱損百姓租稅」

昨正月中所降德音、量放江淮去年錢米。臣聞、所放數內已有徵納。從未納者又多流亡。

(11)『册府元龜』巻一〇六帝王部惠民二。

(12)『權載之文集』巻一七「唐故江南西道都團練觀察處置等使中散大夫使持節都督洪州諸軍事守洪州刺史兼御史中丞騎都尉賜紫金魚袋贈左散騎常侍崔公神道碑并序」

淵河之東南、旱特甚。縣官恤然、臨遣使臣。發吳之公粟、賑越之蘆食。

(13)『唐會要』巻五七翰林院。

(14)『舊唐書』巻一四憲宗紀上元和三年條。

(15)『册府元龜』巻一六三帝王部命使三、

元和四年正月、以灾旱命左司郎中鄭敬使淮南・宣歙、吏部郎中崔芃使浙西・浙東、孟簡使山南東道・荊南、裴武使江西・鄂岳。

(16)『册府元龜』巻一〇六帝王部惠民二。

(17)『舊唐書』巻一五憲宗紀上元和四年十一月癸卯朔「浙西蘇・潤・常州旱儉、賑米二萬石」。

(18) 李錡の落職後も中央が利權の回收に苦勞したことは先に引いた卽位詔の中に「遂令使府、歸在中朝。或恐巡院旣多、職因交替、新制未立、舊綱已紊。」と見えることから明らかで、巽の手腕が際立つのもこうした事情が背景にあったと思われる。

(19)『册府元龜』巻一〇六帝王部惠民二元和六年二月癸巳制、淮南・浙西・宣歙等道元和四年賑貸竝且停徵。容至豐年、然後塡納。

なお、『資治通鑑』巻二三八は六年を「天下大稔、米斗有直二錢者。」としているが、舊紀新紀を見てもその旨記されず、逆に減放令が出ており、誤傳の可能性が極めて大きい。通鑑は元和初の災害にも全く觸れる所がない。

(20)『舊唐書』地理志所揭の戶數により計算。

(21)『舊唐書』巻一七二牛僧孺傳、『樊川文集』巻五罪言など。

(22) 註(1)論文。

(23) 松井秀一「裴垍の稅制改革について」(『史學雜誌』七六―七、一九六七)。

(24)『册府元龜』巻四八八邦計部賦稅二元和四年二月條。

(25)『舊唐書』巻一四憲宗紀上元和二年六月己巳、乙亥の各條。

(26)『舊唐書』巻一四憲宗紀上。

(27)『唐會要』巻七八節度使、『册府元龜』巻五〇七邦計部俸祿三。

(28)『新唐書』巻五五食貨志、唐世百官俸錢による。

(29)『舊唐書』巻一四憲宗紀上元和二年二月丙寅、六月乙丑、癸酉の各條。

(30)『唐會要』巻七〇州縣改置上鳳翔府岐陽縣、巻七一州縣改置下黃州麻城縣、福州侯官縣・長樂縣、建州將樂縣(以上三月)、安州應城縣・孝昌縣(以上五月)。

(31) 『唐會要』巻七一、復置の直接的理由は「居人不便」だが、背後には政治的な意味が潜んでいよう。
(32) 貞觀・天寶の數字は『舊唐書』地理志、元和の數字は「國計簿」戸數により算出。
(33) 『唐會要』巻七〇量戸口定州縣等第。
(34) 『唐會要』巻七一。
(35) 『唐會要』巻六九州府及縣加減官。廢省數は、『元和郡縣圖志』等により計算。
(36) 『唐會要』巻七〇州縣分望道。
(37) 『文苑英華』巻四二六翰林制詔「長慶元年正月三日南郊改元赦文」
其江淮諸道縣、戸一萬已上、稅錢五萬貫已上、皆謂之大縣。所擇縣令、宜準元和二年赦節文處分。
(38) 吳廷燮『唐方鎭年表』による。
(39) 松井氏は「八世紀中葉頃の江淮の叛亂—袁晁の叛亂を中心として—」(『北大史學』二、一九五四)の中で、この記事を「一所に千頃にも渉る土地を集中している強家大族云々」と解釋されているが、大土地所有を直接表すものとは認めがたい。
(40) 南朝に地誌が數多く成立したことについては青山定雄「六朝時代の地方誌について—撰者とその內容」(『東方學報』東京一二・一三、一九四二)參照。
(41) 礪波護「唐宋時代における蘇州」(『中國近世の都市と文化』京都大學人文科學研究所、一九八四)參照。
(42) 『韓昌黎集』巻三一「唐故江南西道觀察使中大夫洪州刺史兼御史中丞上柱國賜紫金魚袋贈左散騎常侍太原王公神道碑銘」。
(43) 『舊唐書』巻一六三孟簡傳、『唐會要』巻八九疏鑿利人、『新唐書』巻四一地理志常州武進縣條。
(44) 『新唐書』巻四一地理志常州義興縣條。
(45) 『嘉泰吳興志』巻一五縣令題名長興縣、權逢吉、舊圖經、西湖久廢。元和中刺史范傳正命縣令權逢吉、去塘內白、及決堰、以復古迹。
(46) 『文苑英華』巻八〇一顧況「湖州刺史廳壁記」、『舊唐書』巻一五六于頔傳。『新唐書』巻四一地理志湖州長城縣條。
(47) 『新唐書』巻四一地理志湖州烏程縣條。
(48) 『元氏長慶集』巻五三「唐故越州刺史兼御史中丞浙江東道觀察等使贈左散騎常侍河東薛公神道碑文銘」。
(49) 『舊唐書』巻一四八、『新唐書』巻一四六各本傳。『新唐書』巻四一地理志揚州高郵縣條。
(50) 『韓昌黎集』巻二六「唐銀青光祿大夫守左散騎常侍致仕上柱國襄陽郡王平陽路公神道碑銘」。
(51) これについては松井氏が註(3)論文で言及されている。
(52) 『李文公集』巻一〇「百官行狀奏」。
(53) 『太平廣記』巻四九一。
(54) 日野開三郎「唐代の閉糴と禁錢」(『史淵』一九、一九三八)。
(55) この話は、後代にも印象を殘したらしく、宋人吳曾は、范仲淹が杭州でとった同樣の政策のルーツをここに見ている(『能改齋漫錄』巻二「事始」)。

（56）皇帝四年今地官侍郎盧公觀察宣部……乃以寧國令順陽范君假南陵印爲大夫……先時縣有廢陂、曰大農。積歲不理……非鄉黨之壽耋、不可款識。輿人飛語、他邑病能……乃召鄉老里正、尹而計之……驅江波六十里、活活下來、闢荒梗數萬畝……疊石橫隄、縱三百步……泄流引洫、臂發三港、支分脈散、澤入大田……卒歲之泚、千頃豈爲多哉。

（57）『永樂大典』卷二二六二湖條所引「豫章志」元和三年刺史韋丹、復建南塘斗門、以洩暴漲。遶湖築堤、高五尺、長十二里。明年江與堤平、無復水害。

（58）『白氏長慶集』卷四〇「與韋丹詔」。

（59）ここで詳述するゆとりはないが、南朝末以降に山間部開發の基が奠められたことを記す例は多い。『康熙歙縣志』卷一一「呂塢記」（梁大通元年）、『元豐類藁』卷一九「廣德湖記」（梁齊之際）、『讀史方輿紀要』卷八五江西三饒州府浮梁縣寧家陂（梁末）、卷九六福建二福州府長樂縣嚴湖（陳大建初）、同連江縣周溪（隋開皇中）、『淳熙三山志』卷一六水利寧德縣霍同里仙湖等（隋）、『閩中金石志』卷六「連江縣重濬東湖記」（隋開皇十三年）など、或いは好並隆司氏がとりあげられた通濟堰（「通濟堰水利機構の檢討—宋代以降の國家權力と村落」『岡山大法文學部學術紀要』一五、一九六二）の例が擧げられる。大率、有力豪民によるものと思われる。

（60）『宋書』州郡志、『隋書』地理志、『舊唐書』地理志、『元和郡縣圖志』により作成。隋代の中心部のαは、江都郡（長江の南北に跨る）の南部、元和時の周邊部のものは台州の戶數。ともにそれ程大きな數字とは考えられない。

（61）『文苑英華』卷八三一舒元輿「鄂政記」……城隍陋狹、不快人心者皆開張……治本鄂城置在島渚間、土勢大凹凸……公命削凸堙凹、廓恢閭巷……南面北嚮、立射侯軍容佐、西翼東嚮、立牙門料將院、東翼西嚮、立州佐六掾院……鄂之軍實三萬、先時營宇、皆曲陋低下……創新營凡一十五所、合三千間。

（62）『權載之文集』卷三二「宣州響山新亭新營記」。

（63）『元氏長慶集』卷五五「故金紫光祿大夫檢校司徒贈太保嚴公行狀」荊俗不理室居、架竹苫茅、卑庳編逼。風旱慳戞、熛然自火。公乃陶瓦積財、半入其直、勉勸假借、俾自爲之。數月之間、廛閈如化、災害減少、人始歌之。

（64）同じく『越中金石記』卷一に彼の「逆修墓誌銘」が殘っている。先祖に有官者は見えない。彼の長女は童氏に嫁しているが、これは「湖記」に見える童雲の一族であろう。同書にはまた彼が獻納した「上福寺陀羅尼經幢」が採錄されている。

（65）「江西宜春の李渠（八〇九—一八七一）」（『東洋史研究』三六—三、一九七七）。

（66）『舊唐書』穆宗紀、敬宗紀、文宗紀の各記事、『舊唐書』卷一七一李渤傳、卷一七四李德裕傳、『册府元龜』卷一四五帝王部弭災三太和六年五月條、『劉夢得文集』卷一九「蘇州謝賑貸」、『册府元龜』卷四二帝王部仁慈太和八年二月條、卷九一帝王部赦宥一〇開成元年正月條など。

（67）『舊唐書』卷一三五程异傳、

時淮西用兵、國用不足。異使江表以調征賦、且諷有土者以饒羨入貢。至則不剝下、不浚財、經費以贏。

(68) 前揭論文の他に「唐宋時代における水利と地域組織」(『星博士退官記念中國史論集』退官記念事業會、一九七八)、「宋代の湖州における鎭市の發展」(『榎博士還曆記念東洋史論叢』山川出版社、一九七五)など多數。

(69) 青山定雄「唐代の水利工事(上)(下)」(『東方學報』東京一五―一、二、一九四四)、佐藤武敏「『新唐書』地理志に見える農業水利記事―唐代水利史研究の一―」(『中國水利史研究』一、一九六五)。

(70) 先述の富人・固本二塘は舊傳も言及しているが、平津堰に觸れているのは新傳のみである。

(71) 『寶刻叢編』は類目を掲げるのみなので繼承關係をはっきり確かめることはできない。

(72) 註(69)論文。

(73) 谷霽光「安史亂前之河北道」(『燕京學報』一九、一九三六)。

(74) 青山定雄「隋唐より宋代に至る總誌及び地方誌について」(『東洋學報』二八―一、二、一九四一、のち『唐宋時代の交通と地誌地圖の研究』吉川弘文館、一九六三に再錄)。

(75) 主なものは『文苑英華』卷八〇〇～八〇六に收錄されている。

(76) 貞觀十三年の戶口統計以後、天寶元年の統計に至る迄に成立した縣數だけでも婺州三(七―總數)、衢州四(五)、睦州三(六)、括州三(六)、台州四(六)、溫州二(四)、福州四(八)、泉州二(四)、建州四(六)、汀州三(三)というように周邊域の縣衙增置にはめざましいものがある。建置理由は人戶の殷繁と疆域の大きさを釣り合わせ、租稅徵收の便をはかったり(『淳熙三山志』卷一〇版籍類、『太平寰宇記』卷一〇〇撫州南豐縣條、『全唐文』卷三五四齊光乂「安陵縣石記」等)、開發前線の「洞戶」を把捉する(『元和郡縣圖志』卷二九汀州條、『太平寰宇記』卷一〇〇南劍州條、同卷一一二鄂州條、『閩中金石志』卷六「古田縣廟學記」、『淳熙三山志』卷三福州古田縣條等)といったものである。これらの州縣增置により、「八道」の品官は貞觀期の約一二〇〇から、天寶期には約一九〇〇に膨れ上がったと推定される。藩府建置によりその數は更に增え、先に見たように「省官」も「八道」には殆んど影響を及ぼしていない。

THE CONTROL OF THE JIANG-HUAI AREA IN THE LATE TANG

—One Aspect of the Yuanhe Period (806—821)—

NAKASUNA Akinori

With regard to the history of the second half of the Tang dynasty, the problem of provincial commands is not an area that has been neglected. However, research up to this point has concentrated on the issue of the decentralization of authority and the centrifugal nature of the provincial commands, or else it has emphasized the oppressive nature of them. They have not been properly placed into the context of the system of local control in the Tang dynasty. This essay tries to explore the question of local control by examining how the central government and the provincial commands responded to the natural disasters that struck the Jiang-Huai region during the Yuanhe period.

The Tang court responded to the great drought as a major crisis, occurring as it did while the court was still trying to handle the upheavals caused by the An Lushan rebellion and other changes.

The reason for this was that the Jiang-Huai area provided an indispensible source of income for the central government which had lost most of Hebei and the Shandong. In response to the crisis, the central government implemented various administrative reforms. The provincial commanders managed to stabilize control by developing irrigation projects, provisioning the towns, etc. It is not clear how successful these various measures were, however, they are noteworthy in that they demonstrated a new and pioneering method of local control.